

大学生年代の親族に 新しい呼び名が登場「特定親族」

大学生アルバイトの就業調整に対応するために、令和7年度税制改正で新たに「特定親族」を設け特別控除を創設しました。所得税は令和7年分、住民税は令和8年度分からの適用です。

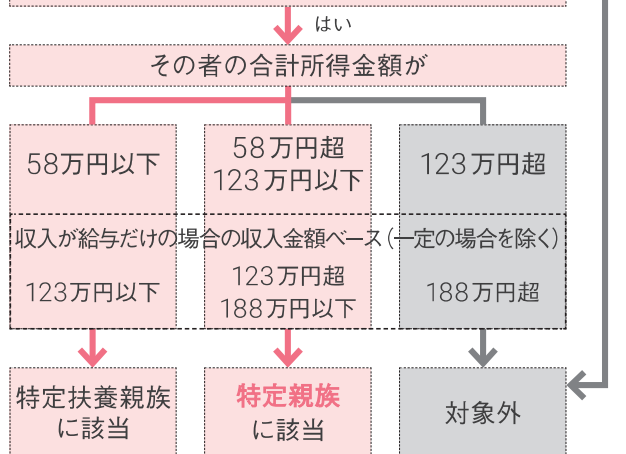
年齢19歳以上23歳未満の 親族の判定

原則、その年12月31日の現況で、年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合には、令和7年度税制改正により、次のフローチャートで控除の対象となる親族かどうかを確認することとなります。

● 年齢19歳以上23歳未満の親族の判定

次のすべての要件に当てはまる、年齢19歳以上23歳未満の親族である

- 配偶者以外の親族（里子なども含む）である
- 納税者本人と生計を一にしている
- その年中に給与の支払を受ける青色事業専従者、白色事業専従者のいずれでもないこと



上記のとおり、特定扶養親族の所得要件が10万円引き上げられた他、合計所得金額が58万円を超えても123万円以下であれば、新たに設けられた「特定親族」に該当します。

控除額

納税者が特定扶養親族または特定親族に該当する親族を有する場合には、それぞれ次の控除が受けられます。

● 特定扶養親族（1人につき）

扶養控除として、次の控除額

控除額	
所得税	住民税
63万円	45万円

● 特定親族（1人につき）

特定親族特別控除として、特定親族の合計所得金額に応じた次の控除額

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)*		控除額	
		所得税	住民税
58万円超 (123万円超)	85万円以下 150万円以下	63万円	45万円
85万円超 (150万円超)	90万円以下 155万円以下	61万円	45万円
90万円超 (155万円超)	95万円以下 160万円以下	51万円	45万円
95万円超 (160万円超)	100万円以下 165万円以下	41万円	41万円
100万円超 (165万円超)	105万円以下 170万円以下	31万円	31万円
105万円超 (170万円超)	110万円以下 175万円以下	21万円	21万円
110万円超 (175万円超)	115万円以下 180万円以下	11万円	11万円
115万円超 (180万円超)	120万円以下 185万円以下	6万円	6万円
120万円超 (185万円超)	123万円以下 188万円以下	3万円	3万円

(※) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

参考：国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」他

令和7年から開始！ 超富裕層への課税強化「ミニмумタックス」

令和7年分の所得税から、いわゆる「超富裕層」とされる方へ課税が強化される「ミニмумタックス」が導入されました。対象者は少ないと予想されるものの、自身が気づかないうちに対象となる可能性も考えられます。概要について確認しましょう。

|| ご存じですか 1億円の壁

所得税の税率は、納税者がその支払能力に依じて公平に税を負担するように、一般的に所得が多くなるに従い段階的に高くなる、いわゆる「超過累進税率」を採用しています。現在の税率は、5%から45%までの7段階の区分です。

ただし、株式や土地建物などの譲渡に係る所得については、上記とは分離して課税（以下、分離課税）しており、所得の内容に応じて税率は一定とされています。たとえば上場株式等の譲渡であれば、所得税の税率は15%（復興特別所得税を除く）です。

そのため所得の内容によっては、支払能力に応じた所得税の負担とならない場合があります。

財務省の「令和5年度 税制改正の解説」には、合計所得金額が1億円を超える高所得者層は、所得の種類のうち分離課税となる所得が所得全体の6割強を占め、これにより所得税の負担率が下がる結果が公表されています。これが「1億円の壁」です。社会保険料の負担を含めると、低所得者層に比べて負担率が低い状況にある点も問題視されました。

このような状況等を踏まえ、税負担の公平性を確保する観点から導入されたのが「ミニмумタックス」です。

|| ミニмумタックス

(1) ミニмумタックスとは

おおむね平均的な水準として所得が30億円を超える超富裕層を対象に、最低限の負担を求める措置として、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」（通称「ミニмумタックス」）が令和5年度税制改正により導入されました。

具体的には、令和7年分から次の②が①を上回る場合に、差額分を申告納税します。

【算式】

- ① 通常の所得税額
- ② $(\text{合計所得金額}^{\ast} - 3.3 \text{ 億円}) \times 22.5\%$
(特別控除額)

(※) 株式の配当などの申告不要制度を適用した所得も含めて計算しますが、預貯金の利子等「いわゆる源泉分離課税」の対象となる所得の他、スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外となるなど、合計所得金額の計算には注意が必要です。

(2) 対象になりそうな方

一般的には所得が30億円を超えると対象となる可能性が高まりますが、上場株式の譲渡のみでは、10億円程度で対象になるともいわれています。次のような取引がある場合には、注意しましょう。

- M&A や持株会社化、相続税納税等のために自社株式の売却がある場合
- 多額の不動産売却がある場合
- 特定口座（源泉徴収あり）での多額の売却や配当収入がある場合

参考：財務省「令和5年度 税制改正の解説」他

前年度を上回る賃上げを行う企業の割合

ここでは5月に発表された調査結果※から、2025年度の賃上げに関するデータをみていきます。

36.3%が前年度を上回る

上記調査結果によると、2024年度を上回る賃上げを行う企業の割合は、36.3%でした。

賃上げ方法別の割合をまとめると、表1のとおりです。

【表1】2024年度を上回る賃上げを行う企業の割合 (%)

	ベースアップ	定期昇給	賞与等
全規模	36.2	18.9	19.9
大企業	44.3	18.3	24.2
中堅企業	36.3	18.8	21.3
中小企業	24.9	19.8	14.8

財務省「足下の賃上げ動向と持続的な賃金上昇に向けた地域企業の取組」より作成

2024年度を上回る賃上げの方法では、ベースアップがすべての規模で最も高くなりました。中小企業では、賞与等より定期昇給の割合が高くなっています。

賃上げのために重要な条件

企業の持続的な賃上げのために重要な条件をみると、表2のとおりです。売上増加が重要とする業種がほとんどで、製品・サービスの高付加価値化や価格転嫁の進展も高い状況です。

最低賃金引き上げ等への対応もあり、今後も自社の賃上げに必要な取組を続けていくことが欠かせません。

【表2】持続的な賃上げのために重要な条件 (%)

	売上増加	価格転嫁の進展	製品・サービスの高付加価値化	コスト削減	物価の動向	労働市場の動向
製造業	36.5	13.6	27.4	6.9	2.0	6.7
鉄鋼	37.5	16.7	20.8	8.3	0.0	16.7
金属製品	50.0	17.9	25.0	3.6	0.0	3.6
建設	62.1	12.1	12.1	3.4	3.4	6.9
生産用機械器具	41.8	12.7	36.4	5.5	1.8	1.8
電気機械器具	40.0	5.7	34.3	11.4	2.9	5.7
自動車・同附属品	35.1	24.3	24.3	10.8	2.7	2.7
非製造業	53.9	8.0	14.5	8.2	3.7	6.8
陸運	39.1	34.8	8.7	4.3	0.0	13.0
飲食サービス	70.0	5.0	10.0	5.0	10.0	0.0
宿泊	63.2	10.5	12.3	1.8	5.3	7.0
不動産	63.6	4.5	18.2	4.5	0.0	9.1
小売	62.5	3.6	14.2	11.1	2.8	5.9
娯楽	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0

財務省「足下の賃上げ動向と持続的な賃金上昇に向けた地域企業の取組」より作成

※財務省「足下の賃上げ動向と持続的な賃金上昇に向けた地域企業の取組（特別調査）」

各財務局が従来から継続的にヒアリングを実施している全国計 1,050 社の企業等を対象に、2025 年 3 月上旬～4 月上旬に行われた調査です。大企業は資本金 10 億円以上、中堅企業は資本金 1 億円以上 10 億円未満、中小企業は資本金 1 億円未満をいいます。詳細は次の URL のページから確認いただけます。
https://www.mof.go.jp/about_mof/zaimu/kannai/202501/index.html

中小企業の経営計画策定状況

4月末に2025年版中小企業白書が発表されました。ここではその中から、中小企業の経営計画の策定状況などについてご紹介します。

5割が経営計画を策定

上記白書掲載の調査結果※によると、経営計画を策定している企業は51.1%ありました。他方、今後策定する予定が26.6%、策定予定はないが22.3%でした。

経営計画の計画期間は、1年超～3年以内が38.2%で最も高く、3年超～5年以内が34.0%となっています。

経営計画の策定目的では、業績の向上が最も高く35.1%、経営状況の把握が33.2%で続いています。

策定しない理由は時間

次に経営計画を策定していない理由をまとめると、表1のとおりです。

【表1】経営計画を策定しない理由（複数回答、%）

時間的余裕がないため	37.5
事業環境変化が激しく、先が見通せないため	26.4
必要性を感じないため	21.8
どのように作成して良いか分からないため	17.8
策定のきっかけがないため	17.7
業績向上への効果を感じないため	8.0
近々廃業を考えているため	1.3
その他	3.8
特になし	9.0

2025年版中小企業白書掲載（株）帝国データバンク「令和6年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」より作成

時間的余裕がないためが37.5%、事業環境変化が激しく、先が見通せないためが26.4%

となりました。必要性を感じないとする回答も21.8%と、3番目に高くなりました。

経営状況の把握が実現

経営計画を策定した中小企業における、経営計画策定によって実現できたことをまとめると、表2のとおりです。

【表2】経営計画策定で実現できたこと（複数回答、%）

経営状況の把握	56.5
自社の強みや弱みの理解	39.1
業績の向上	33.2
補助金の獲得	14.4
融資の獲得	13.7
取引先への共有	4.3
その他	2.7
特になし	2.5

2025年版中小企業白書掲載（株）帝国データバンク「令和6年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」より作成

経営状況の把握が56.5%で最も高くなりました。次いで自社の強みや弱みの理解が39.1%、業績の向上が33.2%と、いずれも3割を超えました。

経営計画の策定には、まず現状把握が欠かせません。次に経営に関する様々な数字を基にした計画を実行し、振り返りを行うことで、自社の経営状況の把握、強みや弱み、経営環境の変化などが見えるようになります。変化などへの対応策を講じていくことが、業績の向上にもつながっていくでしょう。

※中小企業庁 2025 年版中小企業白書掲載（株）帝国データバンク「令和 6 年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」

2024 年 11 月～12 月に、全国 75,000 者の事業者等を対象に実施した Web アンケート調査です。詳細は次の URL のページの第 2 部第 1 章から確認いただけます。https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2025/PDF/chusho.html

★7月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

算定基礎届

4月、5月、6月に支払われた報酬の総支給額の届け出を行い、9月以降の標準報酬月額を決定します。この決定を「**定時決定**」といい、大切な手続きです。算定基礎届は7月10日までの提出になります。お忘れの無いようお早めにご準備下さい！

賞与支払届

夏季賞与の時期になりました。被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「**賞与支払届**」の提出が必要となります。

注意点として…

- ◆既に登録している賞与支払予定月に**支払いが無い場合でも「賞与不支給報告書」の提出が必要になります。**
- ◆年4回以上賞与を支払った場合は、賞与の合計額を12で割った額を各月に加えて「算定基礎届」により提出になりますので、「**賞与支払届**」の提出は不要です。

熱中症予防対策について

① 熱中症予防サイトの活用



暑さ指数(WBGT)及び熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートの情報を確認

環境省「熱中症予防情報サイト」

★登録をすることで、メール配信やLINE配信も可能！

WBGT28以上
は厳重警戒

② 労働者への仕事前・仕事中的チェック

仕事前

- ☐ よく眠れたか ☐ 食事をしたか ☐ 体調は良いか ☐ 二日酔いしていないか

仕事中

- ☐ 声をかけ合う ☐ 現場パトロール ☐ 水分・塩分の補給 ☐ こまめに休憩



③ 予防対策グッズの導入

服装

- ◎ ファン付きヘルメットや通気性の良いヘルメット ◎ 防暑タレ ◎ ファン付き作業服

環境

- ◎ 作業用パラソル ◎ 大型ファン ◎ 遮光シートをや壁面緑化 ◎ ドリンクサーバーの設置



★7月の営業土曜日は以下のとおりです。



5日(土) 営業(税理・労務)
12日(土) 休
19日(土) 休
26日(土) 休

★ご質問、ご相談等はこちらまで…

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>

